

第16号議案

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の
管理運営に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年福井県教育委員会規則第5号）および福井県立学校の管理運営に関する規則（昭和46年福井県教育委員会規則第6号）の一部を改正する。

平成24年8月20日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

福井県立奥越特別支援学校の新設および養護学校の名称変更ならびに若狭地区の高等学校再編の実施に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表
 福井県教育委員会行政組織規則（昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号）

改正案

現 行

（実習船）
 第十七条 福井県立若狭高等学校に実習船を置く。

（略）
 別表第一（第十六条関係）

一 高等学校

名称	課程		学 科
	および科	略	
福井県立若狭高等学校	全日制		普通科 理数探究科 国際探究科
	定時制		普通科
	専攻科		漁業科
福井県立坂井農業高等学校	全日制		生産技術科 食品科 環境システム科
	全日制		生物生産科 環境工学科 生活科学科 生産流通科
福井県立若狭東高等学校	全日制		地域創造科 生活創造科
	全日制		電気・機械科 ビジネス情報科

（実習船）
 第十七条 福井県立小浜水産高等学校に実習船を置く。

（略）
 別表第一（第十六条関係）

一 高等学校

名称	課程		学 科
	および科	略	
福井県立若狭高等学校	全日制		普通科 商業科 情報処理科 理数探究科 国際探究科
	定時制		普通科
福井県立若狭東高等学校	全日制		普通科 産業技術科 生活科学科 電子機械科 電気科
	全日制		生物生産科 環境工学科 生活科学科 生産流通科
福井県立坂井農業高等学校	全日制		生産技術科 食品科 環境システム科
	全日制		海洋科学科 食品工業科 水産経済科
福井県立小浜水産高等学校	専攻科		漁業科

二 特別支援学校

改正案

福井県立福井特別 支援学校			福井県立ろう学校						福井県立盲学校			名称			
高等部	中学部	小学部	高等部			中学部	小学部	幼稚部	高等部			中学部	小学部	幼稚部	部
			専攻科						専攻科						科
普通科			産業工芸科	被服科	産業工芸科	被服科				理療科	保健理療科	普通科			学科

二 特別支援学校

現行

福井県立福井養護 学校			福井県立ろう学校						福井県立盲学校			名称			
高等部	中学部	小学部	高等部			中学部	小学部	幼稚部	高等部			中学部	小学部	幼稚部	部
			専攻科						専攻科						科
普通科			産業工芸科	被服科	産業工芸科	被服科				理療科	保健理療科	普通科			学科

改正案

福井県立奥越特別 支援学校				福井県立嶺北特別 支援学校				福井県立清水特別 支援学校				同月見分校			福井県立福井東特 別支援学校			福井県立福井南特 別支援学校			名称
高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	部	科	学科	
普通科				産業科					普通科			普通科			普通科						

現行

福井県立清水養護 学校				福井県立嶺北養護 学校				同月見分校			福井県立福井東養 護学校			福井県立福井南養 護学校			名称	
		中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	部	科	学科
				産業科			普通科			普通科			普通科					

改正案

同小浜分校		福井県立嶺南西特別支援学校				福井県立嶺南東特別支援学校			福井県立南越特別支援学校			名称		
		小学部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	幼稚部
														科
		普通科				普通科				普通科				学科

現行

同小浜分校		福井県立嶺南西養護学校				福井県立嶺南東養護学校			福井県立南越養護学校			名称		
		小学部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	幼稚部
														科
		普通科				普通科				普通科				学科

別表第二（第十六条関係）

(略)
福井県立福井農林高等学校
(削る。)
(略)
福井県立福井特別支援学校
福井県立福井南特別支援学校
福井県立嶺北特別支援学校
福井県立嶺南東特別支援学校

附 則（平成二十四年教委規則第 号）

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
（※以下、一部改正規則上の規定）

- 一 第一条および第五条の規定 平成二十四年十一月一日
- 二 第二条および第六条の規定 平成二十五年四月一日
- 三 第三条および第七条の規定 平成二十七年四月一日
- 四 第四条および第八条の規定 平成二十九年四月一日

別表第二（第十六条関係）

(略)
福井県立福井農林高等学校
福井県立小浜水産高等学校
(略)
福井県立福井養護学校
福井県立福井南養護学校
福井県立嶺北養護学校
福井県立嶺南東養護学校

(名称等)

- 第十六条 条例により設置された県立学校の名称、位置、課程、部、科および学科は、別表第一のとおりである。
- 2 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)の定めるところにより、県立学校に学校図書館を置く。
- 3 別表第二に掲げる県立学校に寄宿舎を置く。

参考

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表
 福井県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福井県教育委員会規則第六号）

改正案

現行

（修業年限）

第二条 高等学校の定時制および通信制の課程の最少修業年限は、次のとおりとする。

- 一 定時制の課程 三年
- 二 通信制の課程 三年

（削る。）

2 特別支援学校の幼稚部および高等部の専攻科の修業年限は、次のとおりとする。

学校名	部科	幼稚部	高等部の専攻科
盲学校		一年以上	三年
ろう学校		一年以上三年以下	一年
特別支援学校		一年	

（修業年限）

第二条 高等学校の定時制および通信制の課程ならびに専攻科の最少修業年限は、次のとおりとする。

- 一 定時制の課程 三年
- 二 通信制の課程 三年
- 三 専攻科 二年

2 特別支援学校の幼稚部および高等部の修業年限は、次のとおりとする。

学校名	部科	幼稚部	高等部の専攻科
盲学校		一年以上	三年
ろう学校		一年以上三年以下	一年
養護学校		一年	

(課程、学科等)
 第七条 学校に置く課程、学科等の種類は、別表第一のとおりである。

改正案

現行

別表第一(第七条関係)
 一 高等学校

(略)	名称	課程 および科	学科	福井県立若狭 高等学校	全日制	普通科	理数探究科	国際探究科
						海洋科学科	普通科	専攻科
(略)	名称	課程 および科	学科	福井県立若狭 高等学校	全日制	生物生産科	環境工学科	
						生活科学科	生産流通科	
(略)	名称	課程 および科	学科	福井県立坂井農業 高等学校	全日制	生産技術科	食品科	環境システム科
						地域創造科	生活創造科	
(略)	名称	課程 および科	学科	福井県立若狭東 高等学校	全日制	電気・機械科	ビジネス情報科	

別表第一(第七条関係)
 一 高等学校

(略)	名称	課程 および科	学科	福井県立若狭 高等学校	全日制	普通科	商業科	情報処理科
						理数探究科	国際探究科	専攻科
(略)	名称	課程 および科	学科	福井県立若狭東 高等学校	全日制	普通科	産業技術科	生活科学科
						電子機械科	電気科	
(略)	名称	課程 および科	学科	福井県立坂井農業 高等学校	全日制	生産技術科	食品科	環境システム科
						海洋科学科	食品工業科	水産経済科
(略)	名称	課程 および科	学科	福井県立小浜水産 高等学校	全日制	生産技術科	食品科	環境システム科
						生活科学科	生産流通科	

改正案

二 特別支援学校

福井県立福井特別支援学校										福井県立ろう学校										福井県立盲学校										名称
肢体不自由										聴覚障害										視覚障害										対象障害種別
高等部			中学部			小学部				高等部				中学部			小学部			幼稚部			部							
						専攻科													専攻科			科								
普通科						産業工芸科		被服科		産業工芸科		被服科					理療科		保健理療科		普通科			学科						

現行

二 特別支援学校

福井県立福井養護学校										福井県立ろう学校										福井県立盲学校										名称
肢体不自由										聴覚障害										視覚障害										対象障害種別
高等部			中学部			小学部				高等部				中学部			小学部			幼稚部			部							
						専攻科													専攻科			科								
普通科						産業工芸科		被服科		産業工芸科		被服科					理療科		保健理療科		普通科			学科						

改正案

福井県立奥越特別支援学校				福井県立嶺北特別支援学校			福井県立清水特別支援学校		同月見分校			福井県立福井東特別支援学校			福井県立福井南特別支援学校			名称	対象障害別	部	科	学科	
知的障害 肢体不自由 病弱				知的障害			知的障害		病弱			肢体不自由 病弱			知的障害					高等部 中学部 小学部 幼稚部			普通科
高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部						
普通科				産業科					普通科			普通科			普通科								

現行

福井県立清水養護学校				福井県立嶺北養護学校			同月見分校			福井県立福井東養護学校			福井県立福井南養護学校			名称	対象障害別	部	科	学科			
知的障害				知的障害			病弱			肢体不自由 病弱			知的障害					中学部 小学部					
				中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部						
				産業科					普通科			普通科			普通科								

改正案

同小浜分校		福井県立嶺南 西特別支援学 校				福井県立嶺南 東特別支援学 校				福井県立南越 特別支援学校				名称
知的障 害		知的障 害 弱自 由				知的障 害 弱自 由				知的障 害 弱自 由				対象障 害別
中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	部
														科
		普通科				普通科				普通科				学科

現行

同小浜分校		福井県立嶺南 西養護学校				福井県立嶺南 東養護学校				福井県立南越 養護学校				名称
知的障 害		知的障 害 弱自 由				知的障 害 弱自 由				知的障 害 弱自 由				対象障 害別
中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	高等部	中学部	小学部	幼稚部	部
														科
		普通科				普通科				普通科				学科

福	井	県	教	育	委	員	会	規	則	第						号						
			福	井	県	教	育	委	員	会	行	政	組	織	規	則	お	よ	び			
			福	井	県	立	学	校	の	管	理	運	営	に	関	する	規	則				
			の	一	部	を	改	正	する	規	則											
			(福	井	県	教	育	委	員	会	行	政	組	織	規	則	の	一	部	改	
			正)																		
第	一	条		福	井	県	教	育	委	員	会	行	政	組	織	規	則	(昭			
			和	四	十	六	年	福	井	県	教	育	委	員	会	規	則	第	五	号)	
			の	一	部	を	次	の	よ	う	に	改	正	する	。							
			別	表	第	一	の	二	の	表	福	井	県	立	清	水	養	護	学	校		
			の	項	の	次	に	次	の	よ	う	に	加	え	る	。						
						福	井	県	立	奥	越	特	別	支	援	学	校					
						幼	稚	部														
						小	学	部														
						中	学	部														
						高	等	部		普	通	科										
第	二	条		福	井	県	教	育	委	員	会	行	政	組	織	規	則	の	一			
			部	を	次	の	よ	う	に	改	正	する	。									
			第	十	七	条	中	一	福	井	県	立	小	浜	水	産	高	等	学	校		
			を	一	福	井	県	立	若	狭	高	等	学	校	お	よ	び	福	井	県		
			立	小	浜	水	産	高	等	学	校	に	改	め	る	。						
			別	表	第	一	の	一	の	表	福	井	県	立	若	狭	高	等	学	校		

の	部	全	日	制	の	項	中	「	国	際	探	究	科	」	を	「	国	際		
探	究	科			海	洋	科	学	科	」	に	改	め	、	同	表	福	井	県	
立	若	狭	東	高	等	学	校	の	部	全	日	制	の	項	中	「	電	子		
機	械	科			電	気	科	」	を	「	地	域	創	造	科		生	活	創	
造	科				電	子	機	械	科		電	気	科		電	気	・	機	械	科
	ビ	ジ	ネ	ス	情	報	科	」	に	改	め	、	別	表	第	一	の	二		
の	表	を	次	の	よ	う	に	改	め	る	。									

20 × 20

二		特別支援学校													
名称		部	科	学科											
福井県立盲学校		幼稚部													
		小学部													
		中学部													
		高等部			普通科										
			専攻科		保健理療科										
福井県立ろう学校		幼稚部													
		小学部													
		中学部													
		高等部			被服科										
			専攻科		産業工芸科										
福井県立福井特別支援学校		小学部													
		中学部													
		高等部			普通科										
		小学部													
福井県立福井南特別支援学校		中学部													
		高等部			普通科										
		小学部													
福井県立福井東特別支援学校		中学部													
		高等部			普通科										
		小学部													
同月見分校		中学部													
		高等部			普通科										
		小学部													
福井県立清水特別支援学校		小学部													
		中学部													
福井県立嶺北特別支援学校		小学部													
		中学部													
		高等部			産業科										

福井県立奥越特別 支援学校	幼稚部			
	小学部			
	中学部			
	高等部		普通科	
福井県立南越特別 支援学校	幼稚部			
	小学部			
	中学部			
	高等部		普通科	
福井県立嶺南東特 別支援学校	幼稚部			
	小学部			
	中学部			
	高等部		普通科	
福井県立嶺南西特 別支援学校	幼稚部			
	小学部			
	中学部			
	高等部		普通科	
同小浜分校	小学部			
	中学部			

別 表 第 二 の 表 中

「	福井県立福井養護学校	
	福井県立福井南養護学校	
	福井県立嶺北養護学校	
	福井県立嶺南東養護学校	」

を

「	福井県立福井特別支援学校	
	福井県立福井南特別支援学校	
	福井県立嶺北特別支援学校	
	福井県立嶺南特別支援学校	」

に 改 め る 。

第三条 福井県教育委員会行政組織規則の一

部を次のように改正する。

第十七条中「および福井県立小浜水産高等

等学校」を削る。

別表第一の一の表福井県立若狭高等学校

の部全日制の項中「普通科 商業科 情報

処理科」を「普通科」に改め、同部定時制

の項の次に次のように加える。

専攻科 漁業科

別表第一の一の表中

「	福井県立若狭東高等学校	全日制	普通科 産業技術科 生活科学科 地域創造科 生活創造科 電子機械科 電気科 電気・機械科 ビジネス情報科
	福井県立福井農林高等学校	全日制	生物生産科 環境工学科 生活科学科 生産流通科
	福井県立坂井農業高等学校	全日制	生産技術科 食品科 環境システム科
	福井県立小浜水産高等学校	全日制	海洋科学科 食品工業科 水産経済科
		専攻科	漁業科

を

「	福井県立福井農林高等学校	全日制	生物生産科 環境工学科 生活科学科 生産流通科
	福井県立坂井農業高等学校	全日制	生産技術科 食品科 環境システム科
	福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 生活創造科 電気・機械科 ビジネス情報科

に改める。

別表第二の表福井県立小浜水産高等学校
の項を削る。
第四条 福井県教育委員会行政組織規則の一
部を次のように改正する。
別表第一の一の表福井県立若狭高等学校
の部中
「 定時制 普通科
専攻科 漁業科
を
「 定時制 普通科
に改める。
(福井県立学校の管理運営に関する規則の
一部改正)
第五条 福井県立学校の管理運営に関する規
則 (昭和四十六年福井県教育委員会規則第
六号) の一部を次のように改正する。
別表第一の二の表福井県立清水養護学校
の項の次に次のように加える。
↑

		福井県立奥越 特別支援学校		知的障害 肢体不自由 病弱		幼稚部							
						小学部							
						中学部							
						高等部				普通科			
第六條 福井県立学校の管理運営に関する規													
則の一部を次のように改正する。													
第二條第二項の表中「養護学校」を「特													
別支援学校」に改める。													
別表第一の一の表福井県立若狭高等学校													
の部全日制の項中「国際探究科」を「国際													
探究科 海洋科学科」に改め、同表福井県													
立若狭東高等学校の部全日制の項中「電子													
機械科 電気科」を「地域創造科 生活創													
造科 電子機械科 電気科 電気・機械科													
ビジネス情報科」に改め、別表第一の二													
の表を次のように改める。													
二 特別支援学校													
↑													

名称	対象障害種別	部	科	学 科
福井県立盲学校	視覚障害	幼稚部		
		小学部		
		中学部		
		高等部		普通科
			専攻科	保健医療科 医療科
福井県立ろう学校	聴覚障害	幼稚部		
		小学部		
		中学部		
		高等部		被服科
				産業工芸科
			専攻科	被服科
産業工芸科				
福井県立福井特別支援学校	肢体不自由	小学部		
		中学部		
		高等部		普通科
福井県立福井南特別支援学校	知的障害	小学部		
		中学部		
		高等部		普通科
福井県立福井東特別支援学校	肢体不自由 病弱	小学部		
		中学部		
		高等部		普通科
分校 同月見	病弱	小学部		
		中学部		
		高等部		普通科
福井県立清水特別支援学校	知的障害	小学部		
		中学部		
福井県立嶺北特別支援学校	知的障害	小学部		
		中学部		
		高等部		産業科

	福井県立奥越特別支援学校	知的障害 肢体不自由 病弱	幼稚部						
			小学部						
			中学部						
			高等部			普通科			
	福井県立南越特別支援学校	知的障害 肢体不自由 病弱	幼稚部						
			小学部						
			中学部						
			高等部			普通科			
	福井県立嶺南東特別支援学校	知的障害 肢体不自由 病弱	幼稚部						
			小学部						
			中学部						
			高等部			普通科			
	福井県立嶺南西特別支援学校	知的障害 肢体不自由 病弱	幼稚部						
			小学部						
			中学部						
			高等部			普通科			
	同小浜分校	知的障害	小学部						
			中学部						

第七條 福井県立学校の管理運営に関する規

則の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表 福井県立若狭高等学校

の部 全日制の項中「普通科 商業科 情報

処理科」を「普通科」に改め、同部 定時制

の項の次に次のように加える。

専攻科 漁業科

別表第一の一の表中

「	福井県立若狭東高等学校	全日制	普通科 産業技術科 生活科学科 地域創造科 生活創造科 電子機械科 電気科 電気・機械科 ビジネス情報科	
	福井県立福井農林高等学校	全日制	生物生産科 環境工学科 生活科学科 生産流通科	
	福井県立坂井農業高等学校	全日制	生産技術科 食品科 環境システム科	
	福井県立小浜水産高等学校	全日制	海洋科学科 食品工業科 水産経済科	
		専攻科	漁業科	「
を				
「	福井県立福井農林高等学校	全日制	生物生産科 環境工学科 生活科学科 生産流通科	
	福井県立坂井農業高等学校	全日制	生産技術科 食品科 環境システム科	
	福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 生活創造科 電気・機械科 ビジネス情報科	「
に改める。				
第八条	福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。			
	第二条第一項中「ならびに専攻科」を削り、同項第三号を削る。			
	別表第一の一の表福井県立若狭高等学校			

の	部	中																		
「	定時制	普通科																		
	専攻科	漁業科	」																	
を																				
「	定時制	普通科	」																	
に	改	め	る	。																
		附	則																	
こ	の	規	則	の	規	定	は	、	次	の	各	号	に	掲	げ	る	区	分		
に	応	じ	、	そ	れ	ぞ	れ	当	該	各	号	に	定	め	る	日	か	ら	施	
行	す	る	。																	
一		第	一	条	お	よ	び	第	五	条	の	規	定		平	成	二	十		
		四	年	十	一	月	一	日												
二		第	二	条	お	よ	び	第	六	条	の	規	定		平	成	二	十		
		五	年	四	月	一	日													
三		第	三	条	お	よ	び	第	七	条	の	規	定		平	成	二	十		
		七	年	四	月	一	日													
四		第	四	条	お	よ	び	第	八	条	の	規	定		平	成	二	十		
		九	年	四	月	一	日													